

避難住民の受入れに係る初期的な計画

～要避難地域(沖縄県・石垣市)、避難先地域(大分県・大分市)の場合～

前提条件の整理

- 1 計画の作成における検討の範囲は、避難当初の概ね1か月程度の期間とし、避難開始までに十分な調整時間があるものとする。
 - ▶避難のフェーズとして、避難前(準備)→避難中・避難直後→避難後の応急対策→復旧・復興と移行するが、今回は「避難中・避難直後」に焦点をあて、概ね1か月程度の避難期間に必要な対応や要領等について検討する。
 - ▶宿泊施設等(ホテル・旅館)での受入れに関して検討する。
 - ※初期的な計画の範囲
- 2 要配慮者やペット・家畜の受入れの要領は今後別に整理
- 3 救援の内容は、国民保護法第75条の第1号から第4号及び第7号の範囲の具体化を検討
 - ▶第1号 収容施設の供与
 - ▶第2号 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ▶第3号 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ▶第4号 宿泊施設等の避難所への保健師の派遣、巡回診療、透析等患者の通院先案内手順の整理など避難者の健康管理に関すること
 - ▶第7号 電話その他の通信設備の提供
 - ※上記の実施に伴う、輸送や連絡等の付随的な業務は、それぞれの救援に含まれている。
- 4 福岡空港から大分市の避難先連絡所(仮称)までの輸送力は大分県にて検討
 - ▶今年度の受入検討においては、内閣官房作成のフライトスケジュール案に基づき、大分県主体で前提を設定して検討する。
- 5 ホテル、旅館等の宿泊施設は全室空室、一定期間の一括借上げできるものとして検討
 - ▶短期間の借上げとなれば、貸す側との調整が円滑に進まないと想定されることから、一定期間の借上げを実施する。
 - 例:1年間以上の借上げ等(最低借上げ期間については災害事例などから設定する)
 - ▶貸す側が安心して空室を提供できる前提とする。
- 6 沖縄県からの避難住民の受入れ時は「特定の有事は想定していないものの武力攻撃予測事態が認定され、政府が国民等に対し、円滑な避難を進めるために九州・山口における市民の施設使用の自粛を依頼し、施設使用がすべてキャンセルされた状態」とする。

本計画での救援の内容及び役割分担等について

- 法に定める救援内容のうち、避難住民受入れの初期段階に求められる以下の事項を取り扱う。
- 救援の実施に当たっては、自然災害時の対応方法に準じる形で取り扱いを検討。
- 要避難県、避難先県等の関係県の調整要領、流れ等については、九州・山口各県の武力攻撃災害等時の相互応援協定に基づくマニュアル※を参考とする。

※県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル(平成20年3月 九州・山口各県国民保護主管課(室)長会議)

【救援の実施項目】

法75条	項目	調整内容	調整主体	本計画での取扱
1号	収容施設の供与	ホテル・旅館の手配	県 市町村	施設の確保は県 避難者割振りに係る調整は市
2号	食品の給与及び飲料水の供給	食糧・水の手配 (現物支給が原則)	県	県が調達
3号	生活必需品の給与及び貸与	被服、寝具等の手配 (現物支給が原則)	県	県が調達
4号	医療の提供及び助産	健康管理	県	健康管理について県が処置 ※移送に配慮が必要な要配慮者に関する検討は令和7年度以降
5号	被災者の捜索及び救出	本検討の対象外		
6号	埋葬及び火葬			
7号	電話その他の通信設備の提供	電話・通信設備の手配	県	県が処置
8号	応急修理、学用品の給与	令和7年度以降検討		
その他	避難者の移送	移送手段の手配	県 市町村	移送手段の確保は県 空港～避難先連絡所の調整は県 避難先連絡所～収容施設の調整は市町村

大分県における救援の方針

収容施設の供与

- 民間のホテル・旅館等での受入れを基本とし、大分県が施設を確保
当該施設で即座に受け入れることができない場合に備えて、避難先連絡所にも宿泊可能な体制を確保
- 避難先連絡所の開設・運営は、避難先市町村の要領に沿って実施
- 医療・福祉関係の団体やボランティア団体と連携（患者発生に備えて近隣医療機関等と連携、保健師の訪問による健康管理、職能団体による精神面の支援 など）
- 避難住民に対する情報提供体制の確保、生活相談等窓口の設置

食品の給与及び飲料水の供給

- 現金支給は不可とし、大分県が食品・水を調達（不足分は避難先市町村と調整）
- 原則として、ホテル・旅館等が避難住民に対して3食を提供、大分県が費用を支弁
※提供困難な場合は、大分県（又は避難先市町村）が手配

生活必需品の給与又は貸与

- 現金支給は不可とし、大分県が必要物資を調達（不足分は避難先市町村と調整）
- 不足品等の管理・供給体制の確保

医療の提供

- 健康管理窓口の設置は大分県が処置、市町村と協力して運用
- 宿泊施設等への保健師の派遣、巡回診療等健康管理に関する事項は大分県として処置

電話その他通信設備の提供

- 電話その他の通信設備の提供は大分県として処置

避難住民の輸送手段

- 福岡空港からの避難住民の受入れは、大分県が手配したバスで輸送
- 福岡空港～市町内の避難先連絡所までの輸送に際しては、避難元自治体職員の付添いのもと実施
- 避難先連絡所～割り振られたホテル・旅館等までの輸送に際しては、避難先市町職員の付添いのもと実施

大分県における救援の方針

救援内容	考え方	対応者 (受入先)	主な関係者	主な関係省庁
1 拠点施設				府防災・消防庁
(1) 拠点施設(避難先連絡所)	避難住民受入窓口／一時宿泊／役場機能	県・市町	石垣市	
2 収容施設(避難住民受入れ)				府防災・消防庁・国交省・厚 労省・農水省・経産省
(1) ホテル・旅館等	受入基本施設	県(市町)	関係事業者	
(2) 公営住宅等	(1)が不足する場合の受入れ先	県・市町		
(3) 居住施設の割り振り	市町作成の要領による	市町		
(4) 情報提供体制	避難住民に対する情報提供 生活相談窓口の設置	県・市町	石垣市	
(5) 生活・健康等相談窓口	設置場所／体制／関係機関との連携	県・市町	医療・福祉	
(6) その他	基礎的資料、外部委託			
3 輸送計画				国交省・消防庁
(1) 空港⇒避難先連絡所	経路／方法／その他	県	空港／関係事業者	
(2) 避難先連絡所⇒ホテル・旅館	経路／方法／その他	県・市町	関係事業者	
(3) その他	基礎的資料			
4 食糧の給与及び飲料水の供給				府防災・農水省・国交省
(1) 準備	調達／輸送 弁当／食事提供(ホテル・外部委託等)	県(市町)	関係事業者	
(2) 提供方法	配布(部屋)／食堂(ホテル内・外)		関係事業者	
(3) その他	留意事項			
5 生活必需品の給与又は貸与				府防災・経産省・厚労省・農 水省・消防庁・国交省
(1) 準備	ニーズ／調達／保管／輸送	県・市町	関係事業者	
(2) 提供方法	配布(拠点施設+配送手段／ホテル)	県・市町	関係事業者	
(3) その他	留意事項			
6 医療の提供				厚労省
(1) 健康管理	健康管理	県(大分市)	関係事業者	
7 電話その他通信設備の提供				経産省
(1) 電話・通信設備	電話・通信設備	県	関係事業者	
8 その他(中長期的整理)				
(1) 教育		県・市町		文科省・こども庁
(2) 就業		県		厚労省・経産省・農水省
(3) その他				

沖縄県からの避難住民の県内市町への受入れ

小学校区	大字	世帯数	人口	避難先市町 (宿泊ホテル・旅館受入れ可能人数)
新川小学校 (あらかわ)	新栄町 (しんえいちょう)	1,297	2361人	大分市 (5,376)
	浜崎町 (はまさきちょう)	594	1087人	
	新川 (あらかわ)	1,069	1950人	由布市 (2,406)
	美崎町 (みさきちょう)	298	402人	九重町 (1,082)
真喜良小学校 (まきら)	新川 (あらかわ)	2,371	4536人	別府市 (8,446)
	石垣 (いしがき)	91	208人	日田市 (987)
合計			10,544人	(18,297)

凡例



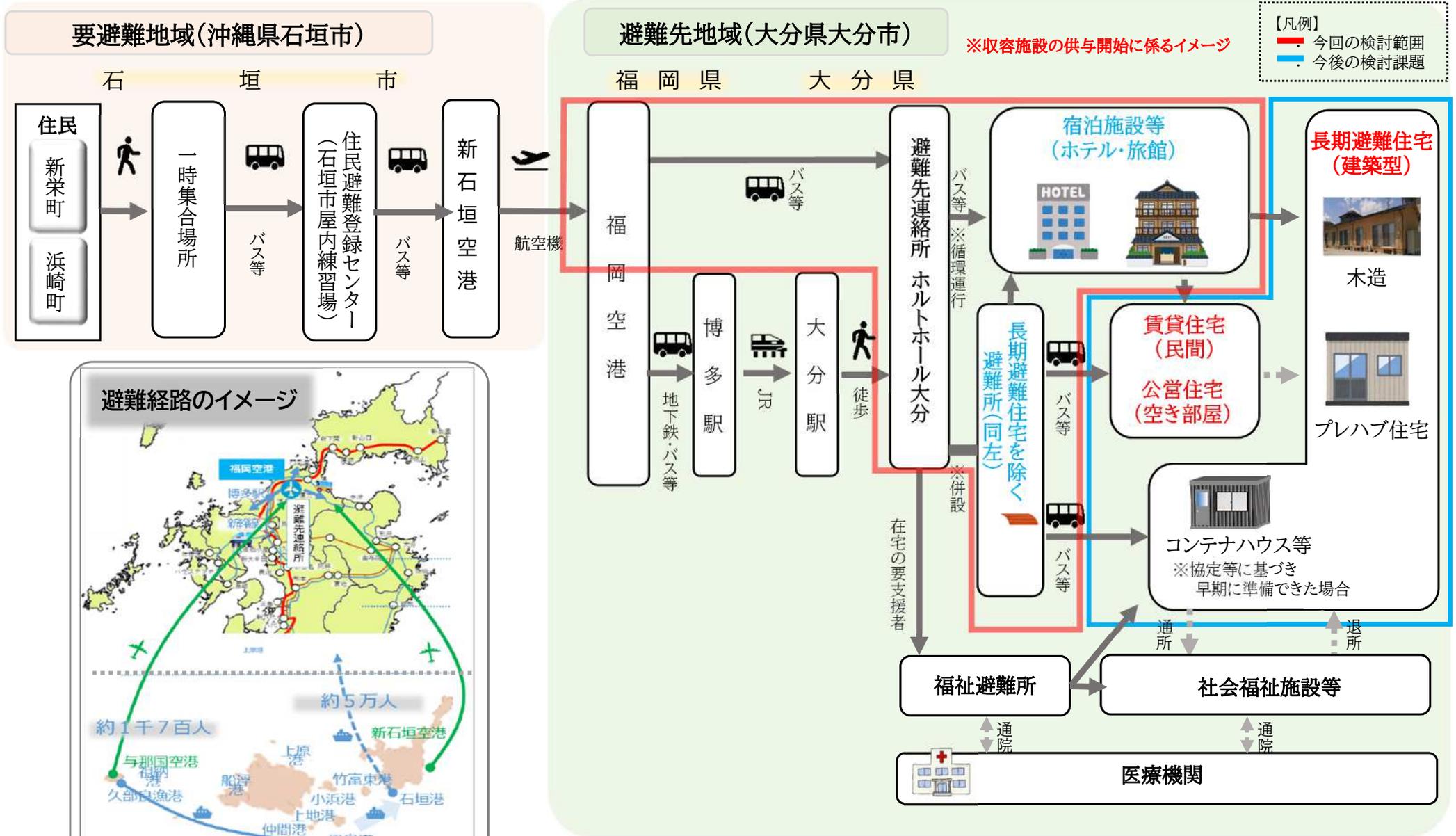
: 令和6年度検討

石垣市を大分市で受入れる場合の流れの全体イメージ

沖縄県石垣市(人口約11,000名)が、大分市に島外避難することとなった場合の、避難から受入れまで一連の流れは以下のイメージ

避難スキーム

救援スキーム



考え方

- 福岡空港からの大分県への輸送については、準備等に万全を期すため、受入県で手配
 - ※福岡空港から避難先連絡所(大分市等)までの避難住民の輸送は「避難」と整理し、その輸送手段の確保は一元的に避難元都道府県である沖縄県の実施すべき措置であるところ、法13条の規定により当該措置を大分県で実施する。
- 福岡空港から受入れ先までは路線バスも運行しているが、避難住民の移動時の健康管理や、受入れ先到着後の円滑なホテル等への移動等を考慮し、貸切バス(観光バス)による移動とする。

本計画(石垣市⇒大分県)における検討

大分県の整理

〈移送手段の確保について〉

- 福岡空港～避難先連絡所(大分市等)間
 - ・大型バスを別紙のとおり福岡空港への到着に合わせて運行
 - ・各バスには添乗員(避難元自治体職員や旅行事業者等)を配置
 - 避難先連絡所～各ホテル間
 - ・大型バスを利用して避難者を避難先連絡所から各ホテルまで輸送する。
 - ・滞在中の移動手段としては、公共交通機関を活用してもらうよう案内
 - ・ニーズがあれば、行政手続きのため避難先連絡所～各ホテル間の循環バスの運行も検討
- ※台数、運行区間、運行期間は利用状況に合わせて調整

【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(1～2日目)

福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積《1日目》(令和6年度検討仮前提)(大分市)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間5分)		搭乗人数	バス台数	福岡空港出発時刻	バス移動 (～21:00)
		石垣空港発	福岡空港着				大分市 (1時間53分)
大分市	石垣市 新川小学校区 浜崎町 (1000)	9:10	11:10	165	バス4台	12:10	14:03
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	14:38
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	15:23
		11:05	13:05	335	バス7台	14:05	15:58
大分市	浜崎町(87) 新栄町(78) 石垣市 新川小学校区 新栄町 (670)	11:50	13:50	165	バス4台	14:50	16:43
		12:25	14:25	335	バス7台	15:25	17:18
		13:45	15:45	335	バス7台	16:45	18:38
大分市計				1,835人	40台		

福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積《2日目》(令和6年度検討仮前提)(大分市、別府市)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間5分)		搭乗人数	バス台数	福岡空港出発時刻	バス移動(～21:00)	
		石垣空港発	福岡空港着				大分市 (1時間53分)	別府市 (1時間48分)
大分市	石垣市 新川小学校区 新栄町 (1,613)	9:45	11:45	335	バス7台	12:45	14:38	
		11:05	13:05	335	バス7台	14:05	15:58	
		12:25	14:25	335	バス7台	15:25	17:18	
		13:45	15:45	335	バス7台	16:45	18:38	
		15:05	17:05	273/335	バス6台	18:05	19:58	
別府市	新川(62)			62/335	バス2台	18:05		19:53
大分市計				1,613人	34台			
別府市計				62人	2台			

【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(3～4日目)

福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積《3日目》(令和6年度検討仮前提)(別府市)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間5分)		搭乗人数	乗換え等 (60分)	福岡空港 出発時刻	バス移動 (~21:00)
		石垣空港発	福岡空港着				別府市 (1時間48分)
別府市	石垣市 真喜良小学校区 新川 (1,675)	9:45	11:45	335	バス7台	12:45	14:33
		11:05	13:05	335	バス7台	14:05	15:53
		12:25	14:25	335	バス7台	15:25	17:13
		13:45	15:45	335	バス7台	16:45	18:33
		15:05	17:05	335	バス7台	18:05	19:53
別府市計				1,675人	35台		

福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積《4日目》(令和6年度検討仮前提)(別府市)

避難先自治体	避難元自治体地区名 (人数)	フライト時間(2時間5分)		搭乗人数	バス台数	福岡空港 出発時刻	バス移動 (~21:00)
		石垣空港発	福岡空港着				別府市 (1時間48分)
別府市	石垣市 真喜良小学校区 新川 (2,005)	9:10	11:10	335	バス7台	12:10	13:58
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	14:33
		10:30	12:30	165	バス4台	13:30	15:18
		11:05	13:05	335	バス7台	14:05	15:53
		11:50	13:50	165	バス4台	14:50	16:38
		12:25	14:25	335	バス7台	15:25	17:13
		13:45	15:45	335	バス7台	16:45	18:33
別府市計				2,005人	43		

【輸送計画】福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積もり(5～6日目)

福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積《5日目》(令和6年度検討仮前提)(別府市、由布市)

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間5分)		搭乗人数	バス台数	福岡空港出発時刻	バス移動(~21:00)	
		石垣空港発	福岡空港着				別府市 (1時間48分)	由布市 (1時間25分)
別府市	石垣市 真喜良小学校区 新川 (794)	9:10	11:10	335	バス7台	12:10	13:58	
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	14:33	
		10:30	12:30	124/165	バス3台	13:30	15:18	
由布市	石垣市 新川小学校区 新川 (1,211)			41/165	バス1台	13:30		14:55
		11:05	13:05	335	バス7台	14:05		15:30
		11:50	13:50	165	バス4台	14:50		16:15
		12:25	14:25	335	バス7台	15:25		16:50
		13:45	15:45	335	バス7台	16:45		18:10
別府市 計				794人	17台			
由布市 計				1,211人	26台			

福岡空港到着便の状況及びその後の移動見積《6日目》(令和6年度検討仮前提)(由布市、日田市、九重町)

避難先自治体	避難元自治体 地区名 (人数)	フライト時間(2時間5分)		搭乗人数	乗換え等 (60分)	福岡空港出発時刻	バス移動(~21:00)		
		石垣空港発	福岡空港着				由布市 (1時間25分)	日田市 (59分)	九重町 (1時間7分)
由布市	石垣市 新川小学校区 新川 (739)	9:10	11:10	335	バス7台	12:10	13:35		
		9:45	11:45	335	バス7台	12:45	14:10		
		10:30	12:30	69/165	バス2台	13:30	14:55		
日田市	石垣(208)			96/165	バス2台	13:30		14:29	
		11:05	13:05	112/335	バス3台	14:05		15:04	
九重町	石垣市 新川小学校区 美崎町(402)			223/335	バス5台	14:05			15:12
		11:50	13:50	165	バス4台	14:50			15:57
		12:25	14:25	14/335	バス1台	15:25			16:32
由布市 計				739人	16台				
日田市 計				208人	5台				
九重町 計				402人	10台				

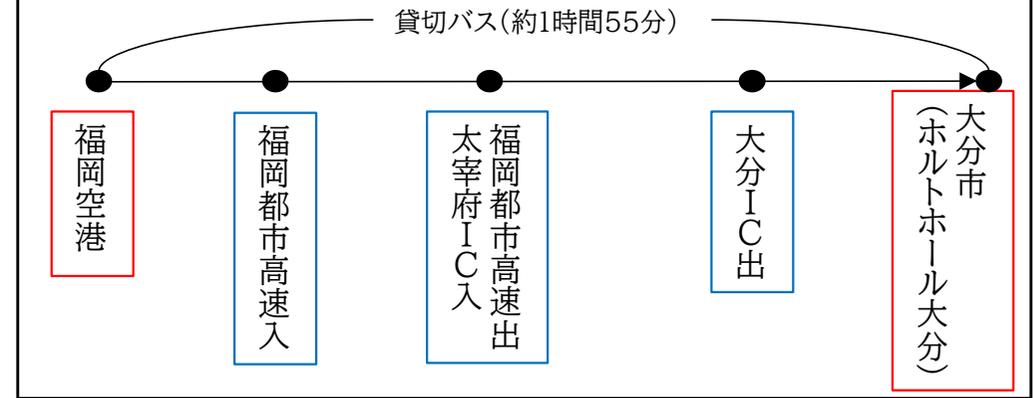
【輸送計画】福岡空港～大分市、別府市(避難先連絡所)までの主要な経路等

- 福岡空港到着後は、以下の経路で大分市、別府市の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の掌握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする



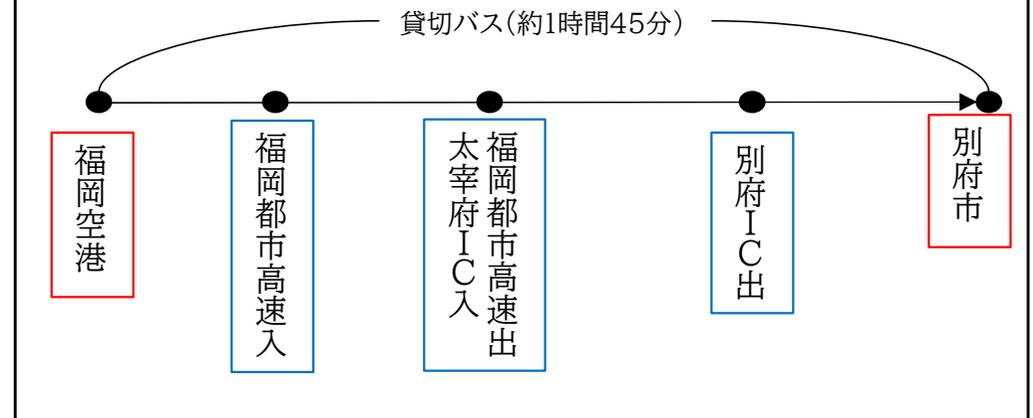
地図:Google Map

大分市主要経路(高速道路利用)



地図:Google Map

別府市主要経路(高速道路利用)



【輸送計画】福岡空港～由布市、日田市(避難先連絡所)までの主要な経路等

- 福岡空港到着後は、以下の経路で由布市、日田市の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の掌握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする

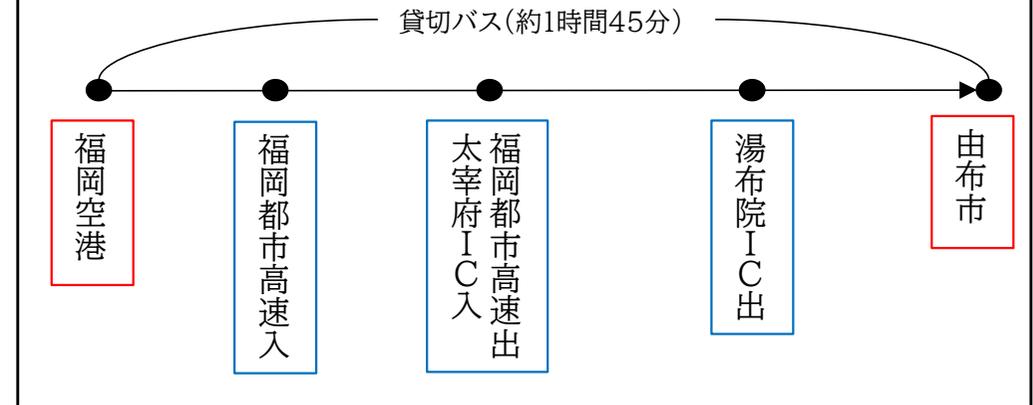


地図:Google Map

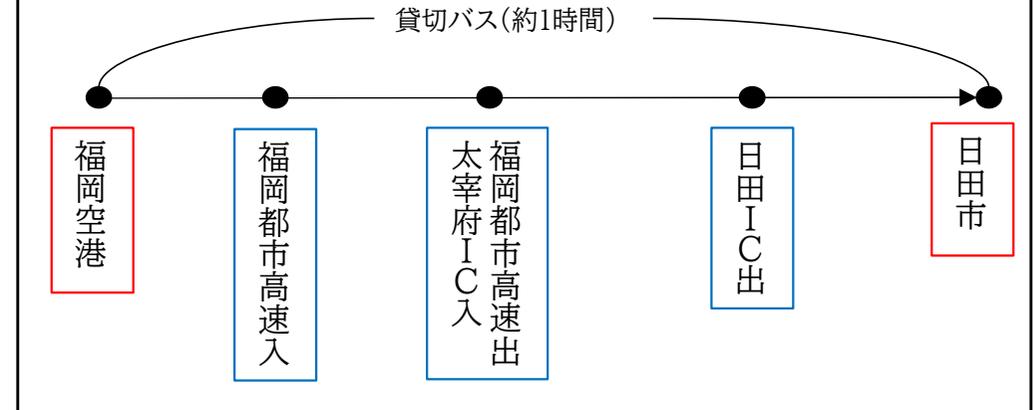


地図:Google Map

由布市主要経路(高速道路利用)



日田市主要経路(高速道路利用)



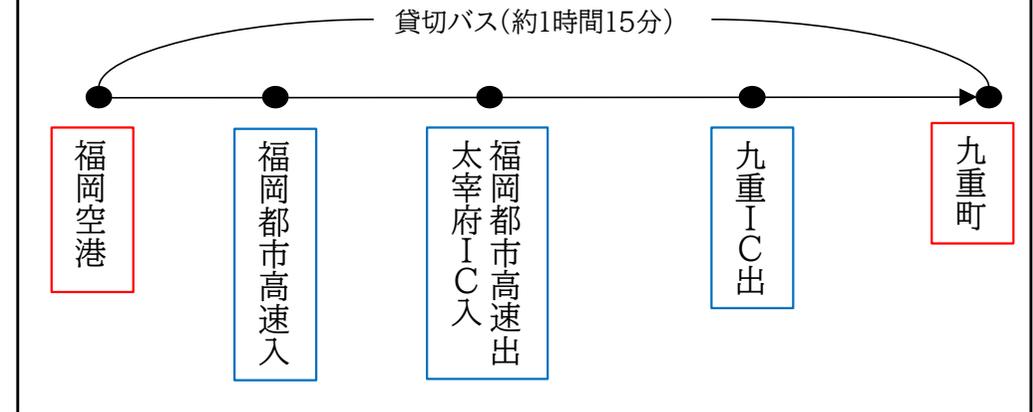
【輸送計画】福岡空港～九重町(避難先連絡所)までの主要な経路等

- 福岡空港到着後は、以下の経路で九重町の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の掌握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする



地図:Google Map

九重町主要経路(高速道路利用)



避難先連絡所(ホルトホール大分)と各宿泊施設間の輸送要領

輸送案

- 到着した避難者を宿泊施設に輸送するために貸切バス7台を運行
貸切バスは避難住民がホルトホール大分に到着して90分(本人確認などの諸手続き後)を目安に出発
- 滞在中の移動手段としては公共交通機関を活用してもらうように案内
ニーズがあれば、ホルトホール大分を起点及び終点として、宿泊施設との循環バスの運行を検討
※台数等は状況に応じて要調整

調整事項等

- ①避難者到着後の貸切バスの運行に係る体制
→バス事業者による運行管理等の調整
→大分市、避難元自治体職員の配置(連絡調整)
(運行期間→避難者が到着する1日目、2日目のみ)
- ②滞在中の移動手段として公共交通機関の利用支援の検討
ニーズにより循環バスを運行する必要がある場合は、九州運輸局との調整(許可等の申請手続き)

JRや路線バス等の利用について

- 長期間の避難生活においては、買い物や通院、金融機関等での手続きなどが必要になることが想定される。
- 一般の公共交通機関の利用について案内するほか、避難者からのニーズに応じて循環バスの運行も検討する。

避難先連絡所(ホルトホール)と各宿泊施設間の輸送要領

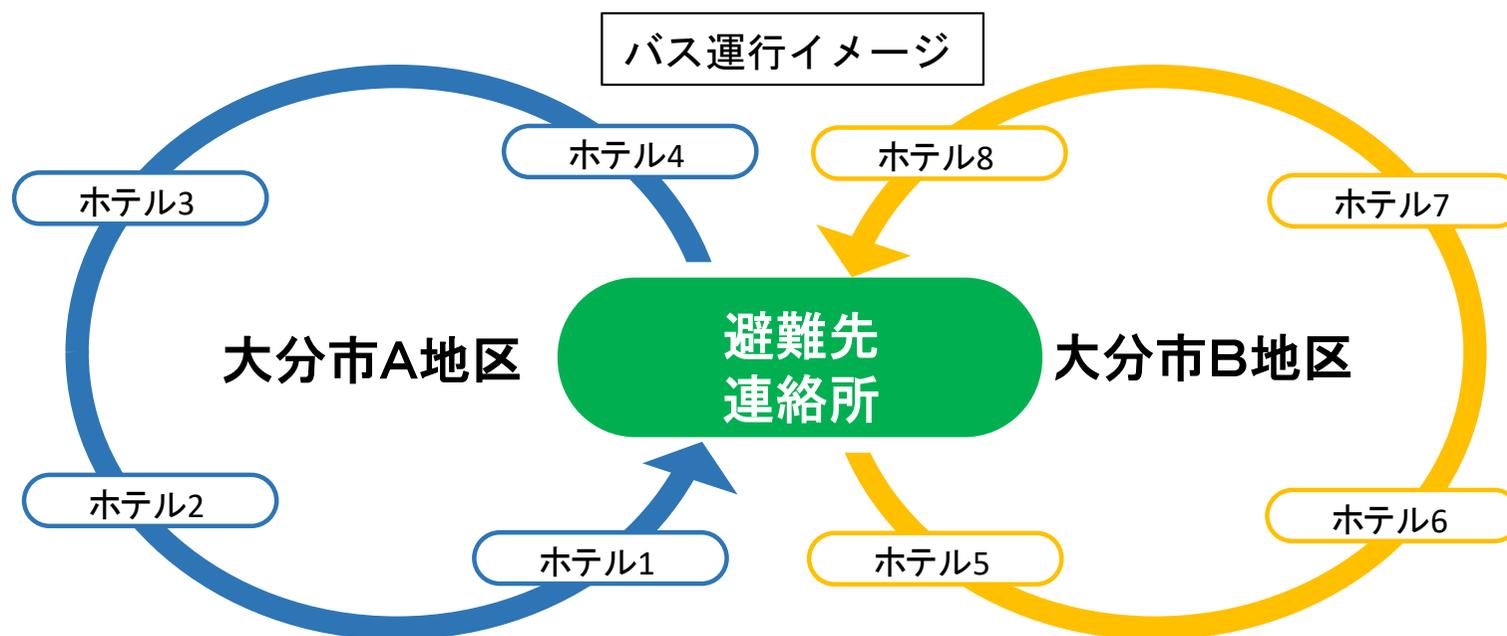
〈避難者の宿泊施設への輸送について〉

○到着した避難者を各宿泊施設に輸送する

- 大分市の宿泊施設を経由する複数のルートで循環バスを運行
(大分市の避難者:2日間で3,448名)

○避難者の輸送完了後に、ホルトホール大分と宿泊施設間の循環バスのニーズがあれば、同様のルートで運行を行う

※台数、運行区間、期間等は利用状況に応じて調整



避難中の通信手段の提供について

前提条件

○避難者はそれぞれ自身の携帯電話を持参して避難をしており、少なくとも各世帯に1つは携帯電話が用意されているものとする。

大分県の整理

- 避難中の電話については避難者各自の携帯電話を利用
 - 携帯電話を忘れた避難者がいた場合の対処方法について
→携帯キャリア各社と連携し、期間を決めて貸与を行う
 - 避難先連絡所及び宿泊施設でのインターネット利用環境については、各施設の通信設備を活用
- ※避難施設(ホテル・旅館)にはWi-Fi設備あり

輸送手段の確保、通信確保に係る課題

①福岡空港から避難先連絡所までの輸送における、避難者到着後からバス搭乗までの流れについて

- ・空港での誘導人員等の配置や避難者待機場所について要検討
- ・バス待機場所の検討(一般利用の方や他県への避難者も利用するため、空港周りの混雑を想定)

②バス及びバス運転手等の確保について

- ・必要予定数のバス台数に加えて、不測の事態に備えてのバス及び運転手の確保を検討
- ・バスの添乗員の確保について、避難元自治体職員及び受入先自治体職員の配置や、委託等の検討

③到着後の避難先連絡所から各宿泊施設の輸送について

- ・輸送ルートについて、避難先連絡所での動線等と併せて検討・空港周りの渋滞により避難先連絡所への到着が遅れた場合の各宿泊施設及び輸送事業者への連絡や、ホルトホール大分での対応時間の延長の可否を要確認
- ・避難者の到着する順番について要確認

④避難中における避難先連絡所～各宿泊施設間の輸送について

- ・公共交通機関の利用支援について検討
- ・避難先連絡所の利用頻度等を要確認

⑤宿泊施設への物資輸送について

- ・物資の輸送方針や手段の検討(災害時の輸送協定の準用による対応を検討)

⑥避難中の通信手段の確保について

- ・各携帯キャリアに、貸与可能な携帯電話の台数を要確認

拠点施設(避難先連絡所)の選定について

考え方

- 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する拠点施設(=避難先連絡所)が必要。
(主な機能)
 - ・避難住民の受入窓口(本人確認、健康状態の確認 等)
 - ・避難先施設(ホテル・旅館等)への輸送までの一時的な宿泊先
 - ・避難元自治体の役場機能の一時的な移転先
 - ・避難住民のコミュニティ維持等を目的に「つどいの場」としての機能
- 避難先連絡所の選定に当たっては、必要な機能や広さなど受入先市町村と調整の上、適当な施設を決定する。
(避難住民数によっては、複数の施設を選定)

本計画(石垣市⇒大分市)における検討

大分県の整理

- 大分市での受入れにおいては、以下の要素を加味し、「J:COM ホルトホール大分(以下「ホルトホール」という)」を避難先連絡所として選定。
(主な理由)
 - ・冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、最大で1日の避難住民の約1/4(約360~450名)の個人スペースの設置が可能な広さであること
 - ・避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること
 - ・住民の避難先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の大分市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、「ホルトホール」を避難先連絡所とした。

名称:ホルトホール大分
構造:鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階、地下1階建て
敷地面積:18,964.14㎡
延床面積:36,904.66㎡
駐車場 :170台

災害時の指定避難所として「福祉交流ひろば」が指定されている。



受入に関する調整項目(詳細は次項以降に整理)

①職員等の配置体制(石垣市等の派遣職員含む)

→石垣市からは2名程度の職員を事前に派遣。自治体職員等約35～60名程度での避難先連絡所運営を想定。
※避難元自治体と避難先自治体との役割分担、人数配置等の調整は必要となる。

②石垣市役所の機能移転に伴う場所の選定及び通信環境等の整備

→会議室を避難元自治体(石垣市)の臨時移転場所とし、通信環境等の整備を支援。

③各受入施設への輸送手段及び誘導方法

→ホルトホールを起点及び終点として、各収容施設(宿泊施設等)を循環するバスを運行。

④大分市民への周知及び広報の時期・方法

→他県(今回は石垣市)からの避難住民等の受入れや市民のホルトホールの使用が制限されること等を大分県、大分市のHPや公式SNS等で周知する。

既に使用予約が入っている利用者には電話又はメールで連絡する。

【拠点施設】受付窓口マニュアルの作成(書類による受付の考え方)

避難準備段階

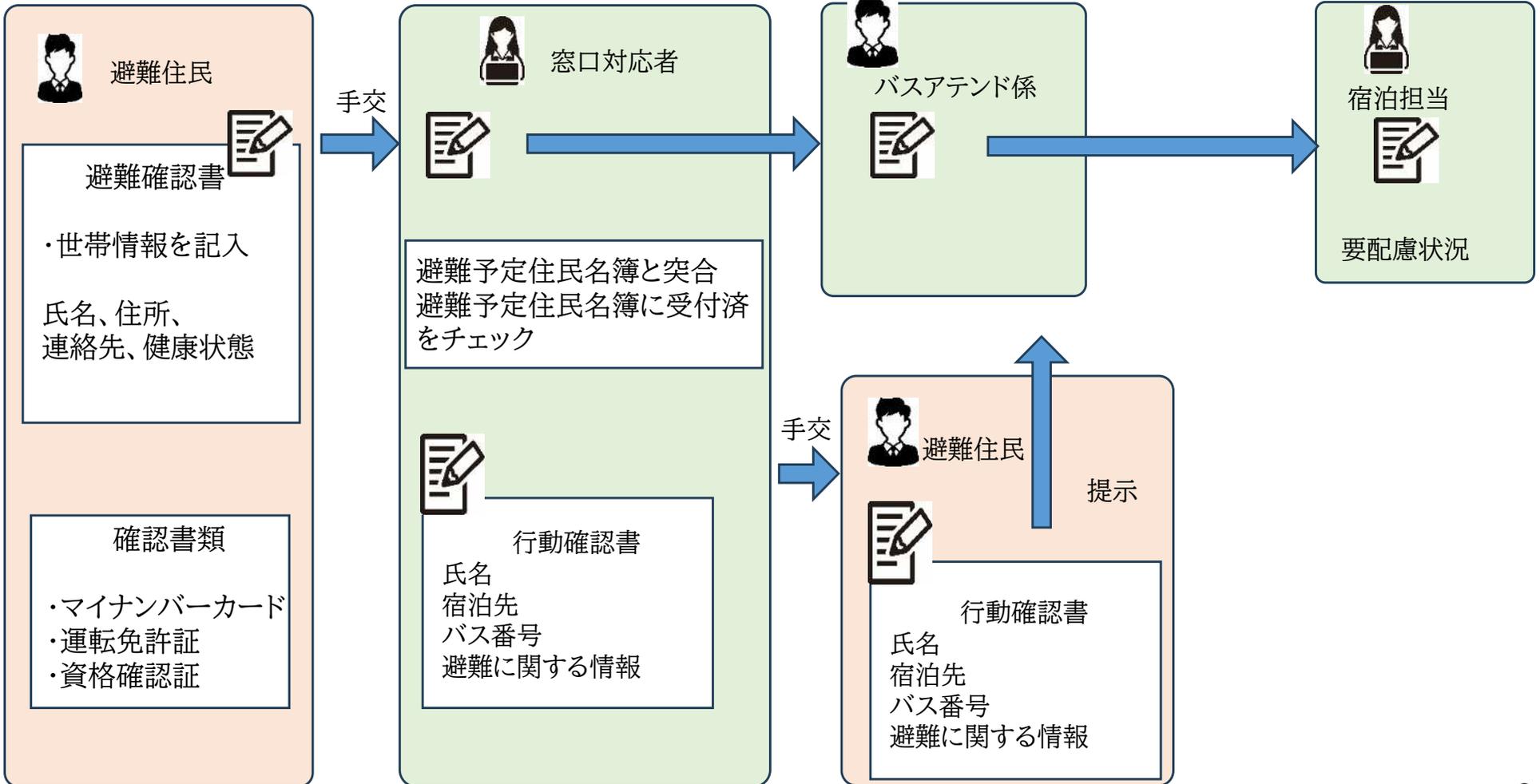
避難元自治体
 ・避難住民情報の事前提供
 氏名、住所、連絡先、
 要配慮事項

避難先自治体
 ・移動経路の指定
 ・宿泊施設の指定

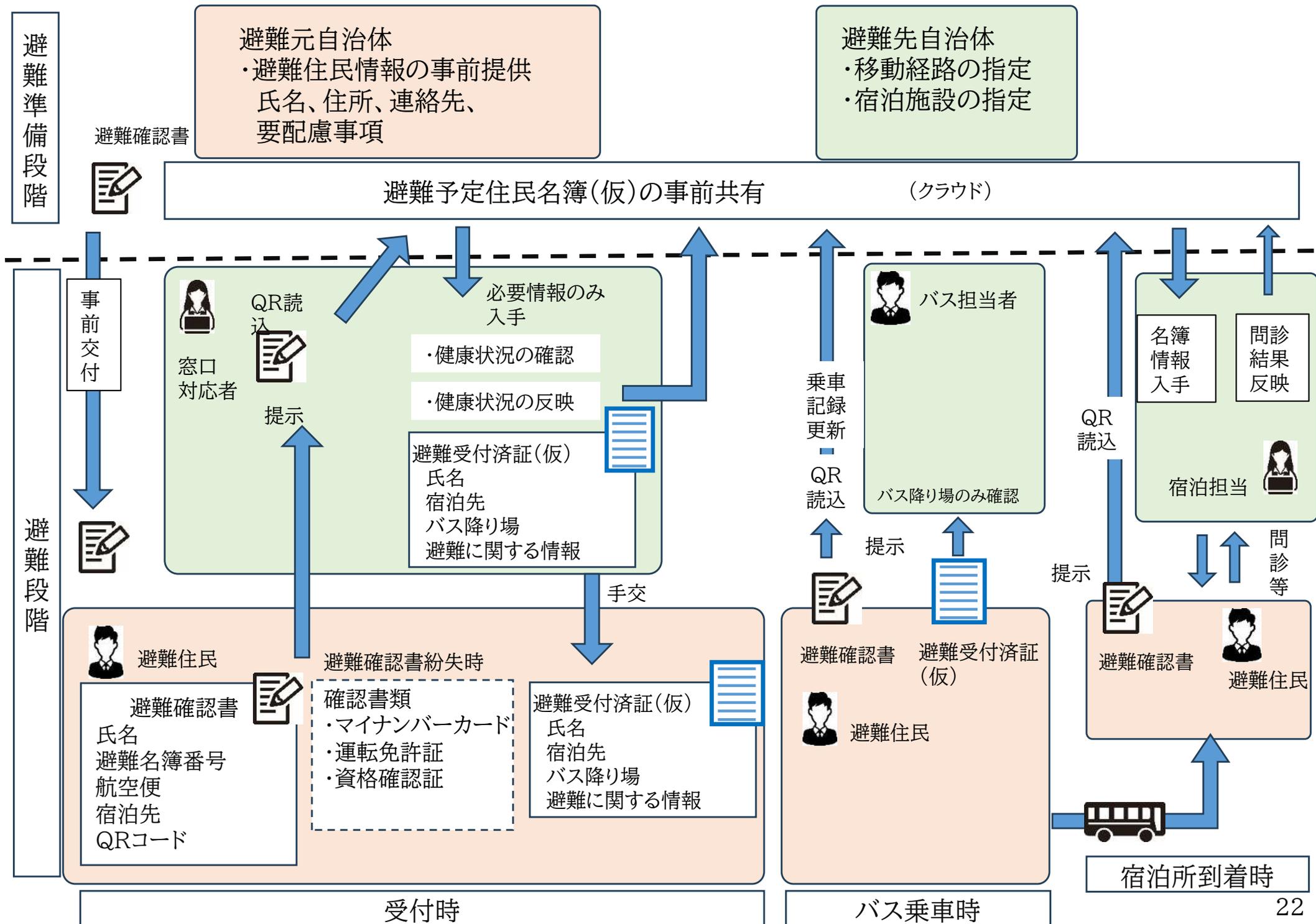
避難予定住民名簿(仮)の事前共有

(身元確認)

受付時



【拠点施設】受付窓口マニュアルの作成(電子的共有による受付の考え方)



避難先連絡所の開設に必要な物品等(一案)

必要物品等

番号	使用区画		物品	窓口あたりの 必要数	必要個数	進出元	備考
1	受付区画用	会場設営用	パーティション				職員区画と対応区画を分離するために必要 ・プライバシーの確保
2			テーブルまたはカラーコーン				入口動線、出口動線を明示するもの
3			会場案内板				トイレ等の明示
4		通常窓口用	長机		1	16	窓口対応 職員、PC等用
5		窓口数	パイプ椅子		2	32	職員、避難者用
6		16	(PC)		1	16	
7			(電源コンセント)		3	12口分	多く設置する場合は36口
8			筆記具			必要数	
9			(モニター)		1	16	
10			(プリンター)		1	16	
11			手渡し用資料			人数分	
12		要配慮窓口用	長机		2	2	
13		窓口数	パイプ椅子		4	4	
14		1	(PC)		1	1	
15			(電源コンセント)		1	1	
16			筆記具			必要数	
17			(モニター)		1	1	
18			(プリンター)		1	1	
19			手渡し用資料			人数分	
20	待合区画用		椅子		168		本検討では最短30分間隔で165名到着の見込み
21			(バス室内用モニター)				
22			(バス室内用PC)				
23	誘導区画用		テーブルまたはカラーコーン		必要数		
24			連絡用電話：スマホ	1	2		
25			案内板(窓口受付、トイレ)			1	
			バス待合所用椅子			120	
26	調整区画用	調整係人数	ホワイトボード		4		
27		4	ホワイトボード用マーカー			12	
28			筆記具			必要数	
29			長机		1	4	
30			椅子		1	4	
31			(PC)		1	4	
32			(電源コンセント)		1	4	
33			連絡用電話		1	4	
34	避難先自治体事務区画		長机				職員待機用も兼ねる
35			椅子				職員待機用も兼ねる
36			充電用コンセント				職員待機用も兼ねる

避難住民への情報発信体制

考え方

- 避難住民への情報発信は、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット等のほか様々な広報手段を活用して、避難住民に迅速に情報を提供する。
- 避難住民への情報発信はできる限り窓口を一本化し、情報を集約・整理したうえで発信を行う。
- 時間の経過とともに、必要とされる情報の内容は変化することに留意し、適切な時期に情報発信を行う。

本計画における検討

大分県の整理

- 避難準備段階
 - ・避難後の生活への不安を解消するため、必要な情報を事前に石垣市と共有し、大分市へ避難する住民への周知を依頼する。
 - ※避難生活における留意事項、大分市での生活情報、医療・福祉・教育関係情報、防災情報
- 受付時
 - ・避難先連絡所での受付時に、生活情報等の資料を配布し説明を行う。
 - ※宿泊施設案内、避難生活における留意事項、大分市での生活情報、医療・福祉・教育関係情報、防災情報、相談窓口連絡先
- 避難後
 - ・生活情報等の広く住民向けの情報発信は、従来どおり大分県及び大分市が情報発信を行う。
 - ※県民及び大分市民向けの通常的生活情報 等
 - ・避難住民向けの情報発信は、石垣市が一元的に集約し情報発信を行う。
 - ※避難住民の就学・就労支援に関する情報、長期避難住宅での受入情報 等

避難住民への情報発信体制

避難準備段階

- ・受付時に避難者への十分な説明時間を取ることが困難なため、避難後の生活に必要な情報は事前に整理のうえ、石垣市に送付し、住民に情報提供を依頼する。
- ・事前提供する情報は、以下の内容を想定しているが、今後石垣市との調整のうえ決定する。

避難生活における留意事項

- ✓ 避難生活の基本ルール
- ✓ 避難先連絡所内の相談窓口の連絡先 等



大分市での生活情報

- ✓ 避難生活以外の生活情報
(コインランドリー、スポーツ施設一覧 等)



医療・福祉・教育関係資料

- ✓ 医療・福祉(介護・保育)・教育提供体制
- ✓ 医療機関リスト・学校情報 等



防災情報

- ✓ 災害発生時の対応
- ✓ 指定避難場所一覧 等



避難先連絡所での受付時

- ・受付時には、事前に送付した資料に加え、宿泊施設案内やその他重要事項を記載した資料を配布する。
- ・資料の説明は、各宿泊施設行きバス乗車前の待合スペースで行い、最低限の説明のみとする。

資料配布

避難生活における留意事項

大分市での生活情報

医療・福祉・教育関係資料

防災情報

宿泊施設案内

- ✓ 宿泊施設の基本情報
- ✓ 宿泊施設での生活上のルール

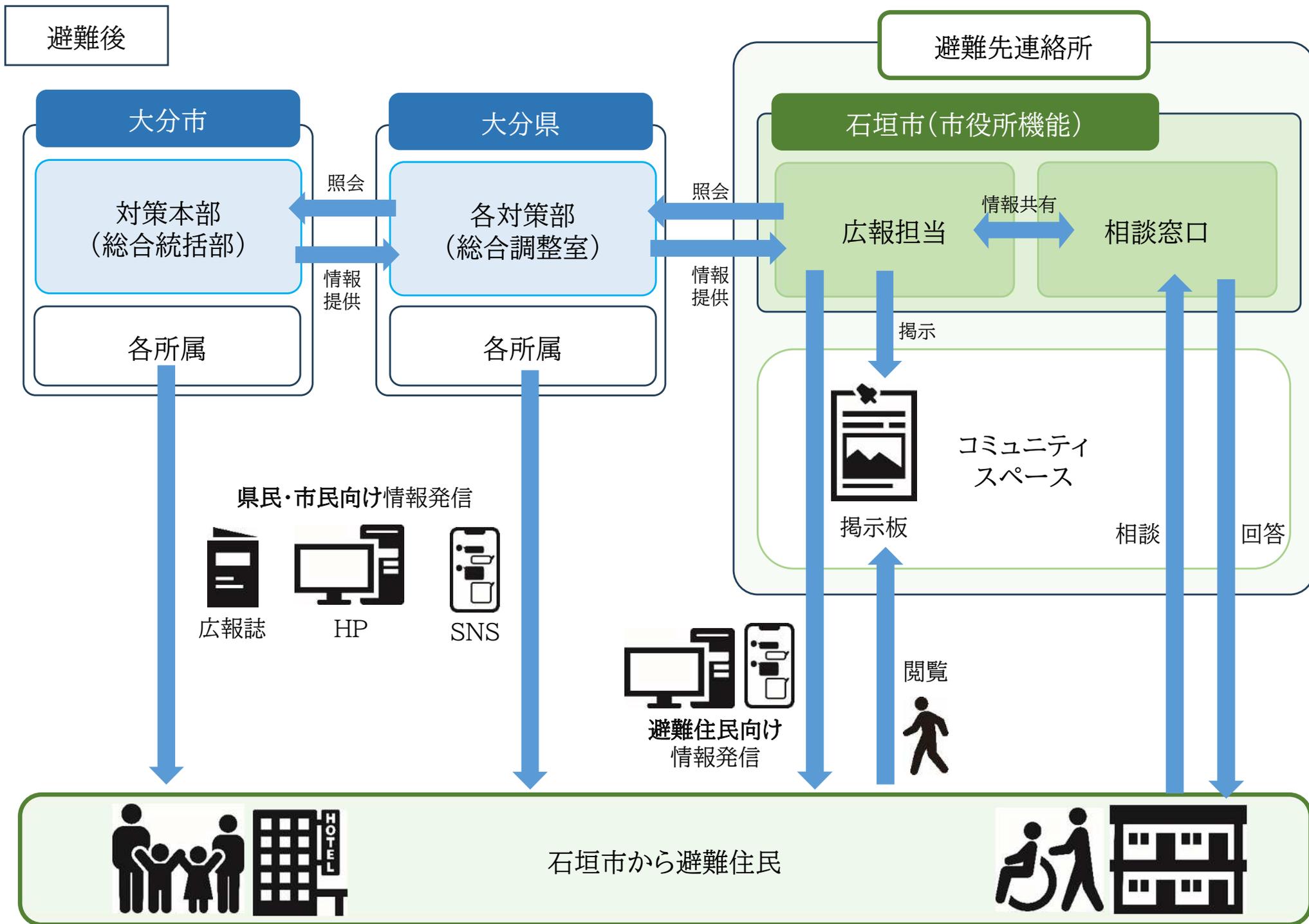


その他重要事項

- ✓ 相談窓口連絡先
- ✓ その他早期に伝える必要がある事項



避難住民への情報発信体制



【拠点施設】ホルトホールでの情報発信体制

石垣市(市役所機能)

○設置場所

○相談窓口の設置

- ・避難住民の相談を受け付けるための相談窓口(カウンター)を設置するほか、電話での受付体制を取る。
- ・相談窓口での対応は石垣市役所職員で対応する。(職員が不足する場合には、委託を検討する。)
- ・避難住民からの相談・要望に対し、必要に応じて大分県の各対策部と調整のうえ回答する。
- ・要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段を確保しておく。(通訳者、筆談 等)

○広報担当

- ・石垣市広報担当は、石垣市からの避難住民を対象とした情報発信を行う。
- ・石垣市のHPやSNSによる情報発信のほか、コミュニティスペース内に掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。
- ・広報担当は相談窓口と情報共有をすることでニーズの把握に努め、適切な時期に必要な情報を提供する。
- ・各ホテル等の避難住民の代表者と協力し、広報誌やチラシをホテル等に配布する体制を作る。
- ・認知症高齢者など情報の伝達に困難が生じる場合がある人に対しては、個別に情報伝達手段の確保に努める。

コミュニティスペース

○設置場所

○掲示板の設置

- ・避難住民が必要な情報を容易に得ることができるよう情報を分類し、掲示板のエリア分けて掲示する。
- ・掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いて、わかりやすい表示に努める。
- ・掲示物だけでなく、必要に応じて広報誌・チラシ等の配布も行う。

○テレビの設置

- ・コミュニティスペースには、報道機関からの情報が得られるようテレビを設置する。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する。

ホルトホール利用時の課題

- 施設側との調整
 - ・指定管理者や入居する直営施設・民営施設との事前調整が必須
 - ・施設利用料や補償(指定管理料への影響、民営施設の営業補償等)の範囲・負担者の明確化が必要
- 施設利用者との調整
 - ・最大3年前から予約受付をしており、施設予約者との調整(予約キャンセル等のお願い)が必須
 - ・催事中止・変更に伴う施設予約者への損失補償
 - ・施設予約者との調整には時間を要し相当な負担が生じることが想定される(誰が調整するのか)
 - ・施設予約者がキャンセルに応じるかは未知数(1日でも催事等で使用する部屋は宿泊に使用することは困難)
- 施設利用の不確実性
 - ・施設側との調整が困難な場合、受付業務・宿泊を他施設(大洲総合運動公園、大分スポーツ公園等)、役場機能の移転先やつどいの場としての機能をホルトホールとするなど避難先連絡所の機能の分割することも検討

避難先連絡所運営に係る課題

- 受付業務の効率化
 - ・1日1,800人の受入業務に相当の時間を要することが想定される。避難元自治体へのホテル割当案の事前共有、必要事項の事前登録、福岡空港からのバス内での本人確認等により福岡空港からホテルへ直行することができないか。(避難先連絡所での受付業務は最小限とする。)
- 外部への委託の範囲の整理
 - ・避難者受入業務は、自治体職員のみでの対応は不可能であり外部委託を前提とした検討が必要
- 役割の明確化
 - ・避難先連絡所の運営にあたり避難先自治体(県・市)、避難元自治体が担う業務の明確化が必要
- 避難先連絡所に求められる機能の具体化・整理
- 避難先連絡所でのペット受入(宿泊時)

窓口受付時の課題

- 避難者に対する事前の割り振りと周知が必須
 - ・避難は校区ごとで割り振られると思われるが、宿泊施設が同じ避難者をグループとしてまとめる輸送計画が前提
 - 受付業務の効率化
 - ・受付の省略について引き続き検討が必要
(輸送段階で本人確認を行っており、宿泊施設ごとに割り振られているのであれば、宿泊施設に直行できるのでは)
 - ・本人確認に要する時間の省略(QRコードやKintoneなどを活用し、デジタルを活用した管理が望ましい。)
 - 個人情報の取り扱い範囲
 - ・割り振りの必要性から要配慮個人情報を取り扱うことになる可能性がある
 - 受付待ちの待機場所について
 - ・受付待ち人数が240名を超えた場合、受付スペースに入らなくなるため、バスでの待機や大ホール等別の待機場所が必要(必要に応じて、受付機能を別の会場に設定する必要も生じる)
 - 職員対応
 - ・自治体職員が交代要員も含めて1日最大60名の対応となる。(各自治体の割り振りは今後調整)
- (その他)
- ・19時前に到着する方が最終だが、食事支援等を避難先連絡所で実施するのか？

誘導に係る課題

○自動案内の必要性

- ・バスの輸送等を考慮すると、受付時から宿泊施設ごとにグループを組んでいることが望ましい。グループごとに入室する順番を案内する必要があるが、自動音声等により、継続的に放送が流れるような設備が必要。誘導員は突発事態の案内に注力できる環境を作為する必要がある。

○わかりやすい表示

- ・待合所からバスの乗り込みまで待機する時間が生じることが予想される。避難住民は不安を感じる中の待機であり、宿泊所もなじみがないため、視覚的にわかりやすい案内が必要。特に、ホルトホールに到着後、最大で受付まで1時間かかる場合も想定されるため、待ち時間の目安が案内できる工夫が必要

○受付完了後、バスの発車間隔によっては、バス待ち区画に収容できない場合も想定される。

一時宿泊機能の課題

○一時宿泊所の割り当て

- ・完全には男女を分離はできない。

○宿泊機能発揮時の人員不足

- ・宿泊機能を発揮すべき時点が不明確であり、あらかじめの人員確保は難しい。
(宿泊機能を発揮する場合、避難施設として、被災者救援部からの支援を検討してもらいたい。)

情報発信に係る課題

- 情報発信体制の確保
 - ・石垣市の行政発信体制については、石垣市での検討内容とすり合わせを行う必要がある。
- 要配慮者への情報発信
 - ・手話通訳者や外国人のための通訳・翻訳者との協力体制の確保が必要。
 - ・認知症高齢者など情報の伝達に困難が生じる場合がある人に対しては、個別に情報伝達手段を確保することが必要となる。事前に関係者間で情報伝達方法を確認しておく必要がある。

避難者への行政サービス実施上の課題

- 行政サービス提供体制の構築
 - ・複数の自治体に分散避難するため、行政機能の本部の設置場所や各避難先自治体に設置する市役所機能で対応する業務等については、石垣市での検討が必要。
 - ・石垣市役所職員も複数の自治体に分散することから必要な行政サービスを提供する人数が確保できない可能性がある。その場合は、避難住民の活用(臨時職員への採用も含む)や民間委託等を含めて検討が必要。
- 提供サービスの格差
 - ・避難先により行政サービスに差がでることがないように、石垣市において事前に行政サービスの見直しも含めて検討が必要ではないか。

避難者のホテル・旅館等への割り振りについて

国が示す前提条件

- ホテル・旅館等の宿泊施設は全室空室、一定期間(一ヶ月程度)の一括借り上げができるものとする。
(ホテルが不足する場合は公営住宅を活用する)
- 割り振りについては、沖縄県から避難者名簿を事前に提供してもらい、避難する前にあらかじめ決めておく。
- 避難開始までに十分な調整時間があるものとする。
- 要配慮者等の受け入れや宿泊施設の確保時の調整については、来年度以降検討。

本計画(石垣市⇒大分市)における検討

(1) 民間ホテル・旅館等

- 民間のホテル・旅館等での受け入れを基本とし、大分県が施設を確保。
- 宿泊施設の確保にあたっては、旅館・ホテル等に上限金額(一泊あたりいくら)を設定することが望ましい。

【対応方針】

- アンケート調査を実施し、回答のあったホテルを元に作成(別添1参照)。
- 確保にあたっては、旅行代理店や大分県旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携して対応。
- 避難先連絡所(拠点施設)を支援拠点とすることから、できる限り避難先連絡所周辺のホテル等を確保。

【要整理事項】

- 避難住民を受入可能なホテル・旅館等の確保をどうするか(イベント等で空室がない場合等の代替手段)。
- 避難者が宿泊する施設の格差(提供されるサービスの違い)の解消。
- 避難者名簿等の個人情報の取り扱い。

(2) 公営住宅等

○ホテルが不足する場合の受入れ先候補

【対応方針】

- 避難者受入れ段階において、県、各市町村の担当課に公営住宅の提供可能な部屋数を確認。
- ホテル等が不足し、公営住宅を提供する場合、コミュニティ維持の観点から、基本的には受入市町村内にある公営住宅を優先的に確保。

(3) 施設割り振り・受入体制

○施設の割り振りは、次ページ「割り振りの基本ルール」に従って行う。

○受入れ後のホテル等での支援体制は、大分県、大分市、受入れホテル等による。
(災害時の2次避難所と同様の役割分担)

【対応方針】

- 施設及び部屋の割り振りについては、避難生活への影響を最小限とするため、地区・校区/家族単位で調整。
- 宿泊施設(ホテル・旅館等)の確保は県が行う。
- ホテル等への避難住民の受け入れは、ホテル等の宿泊施設管理者と避難先自治体職員(市町村)で連携して体制を整備。
- ホテル等での避難住民へのサービスは救援主体となる避難先自治体で最低限の対応を行う。
(災害時に災害救助法が適用された2次避難所の事例を参考に設定)

割り振りの基本ルール

○避難者を右表の4つにカテゴリ化する。

○4つにカテゴリ化した避難者を下記の基本ルールで宿泊施設を割り当てる。

単身世帯(男性)	4 類 型
単身世帯(女性)	
一般世帯	
子育て世帯	

■避難元自治体のコミュニティ維持の観点から、同一施設に割り振ることが望ましい。

■単身世帯はシングルを割り当てる。

■単身世帯については、性別によってフロアを分けることが望ましい。

■子育て世帯と単身世帯はフロアを分けることが望ましい。

■奇数世帯(ex.父、母、娘)の場合、部屋は隣り合ったものにすることが望ましい。
基本的に2人部屋、シングル部屋といったように割り当てる。

※子どもが小さい場合(乳幼児等)は、ベビーベッドの手配なども検討する。

■偶数世帯は2人部屋、足りない場合はシングル×2で割り当てを行うことが望ましい。

■要配慮者がいる世帯は世帯構成に応じて、部屋(シングル、ダブル、ツイン)を割り当て。

(4)避難施設内の情報提供等

○避難住民の情報提供体制、生活相談体制の整備

【対応方針】

- ホテル等での過ごし方については、ホテルごとに生活ルールや各種情報等が記載してあるパンフレットを避難者に配布する。

(想定される情報)

- ・生活情報(スーパー、銀行、郵便局、医療機関、コインランドリー 等)
- ・防災情報(防災情報メールの登録、ハザードマップ等)
- ・保健・福祉関係情報(保育所、介護サービス事業所 等)

- 地域住民の情報共有の場として、ホテルの1室やロビー等を集会場として提供。

- ホテルには自治体職員を配置した避難者向けの生活相談窓口を設置しない。

- 避難住民の生活相談及び宿泊施設からの連絡対応のため、避難先連絡所に生活相談窓口を設置。

- ・設置場所:ホルトホール
- ・対応職員:避難終了後の住民サービスの継続性を踏まえ、相談窓口には避難元の職員を配置。

- ホテルの施設ごとに代表者(自治会長等)及びフロア責任者を選定するとともに、代表者が避難住民の要望等を集約の上、生活相談窓口連絡する体制を検討。(避難所と同様に運営委員会を設置することが望ましい)

- ・代表者及びフロア責任者が集会所に集まり、情報共有、要望等の集約。
- ・定例報告形式で、毎日定時に代表者が電話orメール等で避難先連絡所(生活相談窓口)に報告

【要整理事項】

- 住民の代表者をあらかじめ選定しておき、避難者の要望集約業務を了承してもらう必要がある。

食品及び飲料水の供給について(移動時)

基本的な考え方

- ・自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。
- ・「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を準用し、流通物資による対応を前提とする。

福岡空港～ホルトホール ※ホルトホール～宿泊施設については提供しない。

(1)準備

- ・福岡空港からホルトホールへの移動に際しては、軽食と飲料(おにぎり、パン、お茶、水等)を提供。
→ 協定に基づき、航空機の到着時刻に合わせて空港に待機している貸切バスへ搬入。

(2)提供方法

貸切バスの添乗員(避難元自治体職員や旅行事業者等)に依頼のうえ、下記①or②の方法で実施。

- ①乗車口の横に配置しておき、乗車時に自由に手に取るかたちで提供。
- ②座席に事前に配布するかたちで提供。

課題・要検討事項

基本的な考え方

- ・協定は災害時を前提としているため、準用については協定先と要検討。

(1)準備

- ・貸切バスへの乗車方法(ターミナル集合、降機場所からそのまま乗車など)を国において決定する必要。

(2)提供方法

- ・軽食の種類(おにぎり or パン / おにぎり & パン)と数量(1人当り)の検討。
- ・余った場合の対応。
- ・発生したごみや食べかすなどの処分方法。

食事及び飲料の提供について(宿泊施設)

基本的な考え方

- ・自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。
- ・「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を準用し、流通物資による対応を前提とする。
- ・原則として、ホテル等の宿泊施設において3食を提供。(食堂や調理施設があり対応可であれば、それを活用。)
- ・食事の提供設備がない場合、県が別途手配し、配送等に対応。
 - 県が提供する場合には、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設における支援スキームを参考。
- ・飲料については、お茶もしくは水とし、食事と同じタイミングで提供。
- ・嗜好品等については提供しない。

(1)準備

- ホテル等宿泊施設での食事の提供が困難な場合、県において弁当事業者等への外部委託を実施。
 - ※外部委託に当たって留意が必要な事項は以下のとおり。
 - ・提供可能な人数であるか(毎食の最大食数の提示)
 - ・毎日3食提供可能か(3食が困難な場合は分けて発注も検討)
 - ・宿泊施設が配送可能なエリアにあるか
- 食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難や宗教上の理由等により、特別な配慮が必要な場合は別途対応が必要となるため、事前に避難住民から聞き取っておく必要。ただし、事業者側の対応にも限りがあるため、必ず準備できるわけではないことに留意。

(2)提供方法

- 食事の提供については、宿泊施設等と調整のうえ、当該施設機能に応じて対応を検討。
 - ・食事対応可能な場所(食堂や宴会場等)
 - ①ある場合 → 当該場所で定刻に提供
 - ②ない場合 → 部屋に配食、フロントなど場所を決めて取りに来てもらう 等

食事及び飲料の提供について(宿泊施設)

(3)その他

- 弁当事業者等へ委託に際しては、食品衛生法等の法令や基準等を満たす必要。
- 献立の検討に当たっては、3食の栄養バランスを配慮した献立内容が望ましい。
- 3食以外の場合で、飲料が必要な場合(例:服薬用、ミルクなど)のニーズ把握、配布方法を検討。
 - ・ニーズの把握については、生活必需品と一緒に実施する。

課題・要検討事項

(1)準備

- ・宿泊施設における食事の提供については、条件(現:7,000円/日)によるものと思料されるため、国による前提条件の整理が必要。(現在の物価状況、九州各県とのバランス等)
- ・県内の大規模な弁当事業者は限られており、また本県は平時である。宿泊施設による食事提供可能数を早めに固める必要。場合によっては弁当事業者だけではなく、店頭販売の弁当やテイクアウト品の確保も必要。その場合には、配送について検討が必要。
- ・上記のように厳しい状況が想定されるため、関係業者との関係・つながりを深める必要(組合等の組織なし)

(2)提供方法

- ・飲料については流通物資による提供を前提としているため、宿泊施設内にある程度の備蓄スペースを確保する必要。(後述する生活物資についても同様。スペース確保については被災者救援部とも要調整。)その際は、施錠できるスペースが望ましいが、それが困難な場合は常時監視が必要。
- ・宿泊施設の従業員に対してどこまで依頼できるのか。(国による前提条件の整理次第)
- ・宿泊施設の従業員に依頼できない場合、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設運営のノウハウを持つ法人等への委託を検討。
- ・食事の要、不要の把握方法。(本県は平時であり、避難者が各自で食事を確保することも可能。)

生活必需品の提供について

基本的な考え方

- ・自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。
- ・「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」を準用し、流通物資による対応を前提とする。
- ・物資集積拠点として、ホルトホールや「災害時における物資の保管等に関する協定」等を準用し大分県倉庫協会が提供可能な営業倉庫を確保する。そのうえで、当該物資集積拠点から各宿泊施設へ物資を輸送することを前提とする。
- ・アメニティについては、宿泊施設において確保することを前提とする。
- ・リネン類については、宿泊施設において確保することを前提とする。
- ・提供する生活必需品については一覧を作成し、掲載品以外については提供をしないこととする。
- ・被災者救援部が定めた「割り振りの基本ルール」に則り、避難住民が4類型に分類された状態で各宿泊施設に割り当てられていることを前提とする。

(1) 準備

- 物資の調達に際して、「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」が準用可能か要調整。
- 避難住民からのニーズ調査方法について
 - ・生活必需品提供要領(仮)※の策定、避難住民への事前周知 ※飲料を含む
- 調達・輸送方法について
 - ・物資集積拠点までは各協定締結業者が輸送し、物資集積拠点から宿泊施設までは県において輸送業者へ外部委託を実施。
- 保管方法について
 - ・物資集積拠点において一括して管理することに加えて、各宿泊施設にも一定数を備蓄。

(2)提供方法

- 生活必需品の提供については、宿泊施設や避難者救援部等と調整のうえ提供方法を検討。
 - ・フロントや宿泊施設内の備蓄場所において定刻に提供
- アメニティについては、各宿泊施設のロビーに配備しておき、各自自由に受け取るかたちとする。
- リネン類については、頻度を定めて交換(全宿泊施設統一とする)を行うこととする。なお、宿泊施設での提供が困難な場合は、県において各宿泊施設と契約を行っているリネン会社と委託を締結。

(3)その他

- ごみの収集方法、集積方法について
 - ・部屋毎の生活ごみについては、フロアごとに場所を定めて置き、各自分別のうえ収集。
 - ・収集したごみについては、各宿泊施設が契約している事業者を集荷を依頼する。

課題・要検討事項

(1) 基本的な考え方

- ・協定は災害時を前提としているため、準用については協定先と要検討。
- ・物資の輸送方法の決定。(災害時の輸送協定の準用による対応を検討。)
- ・アメニティやリネン類の提供については、条件(現:7,000円/日)によるものと思料されるため、国による前提条件の整理が必要。(現在の物価状況、九州各県とのバランス等)
- ・提供可能な生活必需品一覧表の作成。
(公平性を担保するため、避難先(九州、山口)で統一したものを国により定めていただく必要))
- ・流通物資による提供を前提としているため、宿泊施設内にある程度の備蓄スペースを確保する必要。
(施錠できるスペースが望ましいが、それが困難な場合は常時監視が必要)
- ・在庫管理や希望受付、引き渡し方法等の検討が必要。
- ・要配慮者など(高齢者や障がい者、傷病者など)について、事前に避難住民の個人情報把握する必要。
※避難住民の個人情報の取扱いについて(全庁的な課題)

(2) 提供方法

- ・宿泊施設の従業員に対してどこまで依頼できるのか。(国による前提条件の整理次第)
(備蓄物資の在庫管理やアメニティの補充など)
- ・宿泊施設の従業員に依頼できない場合、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設運営のノウハウを持つ法人等への委託を検討。
- ・リネン類の交換頻度をどのように定めるのか。
- ・被服等の洗濯やクリーニングの提供体制について。
(県で確保するか、避難住民で確保するか、宿泊施設内に機能はあるか、無い場合は近場に機能はあるか)

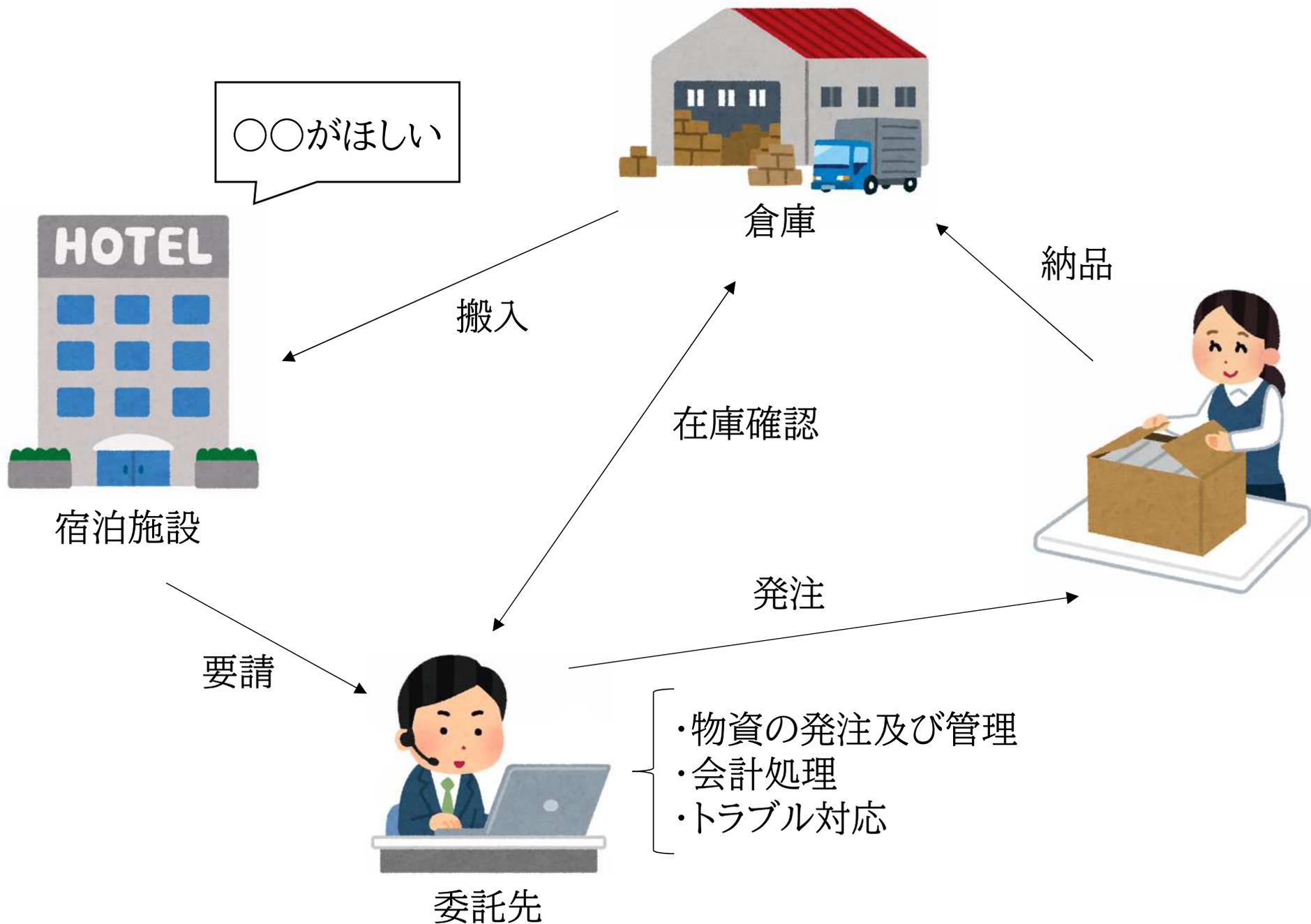
(3) その他

- ・集荷日までに集約したごみの保管方法。
※宿泊施設に集積箇所があれば当該箇所を活用。
※集積箇所がない場合は、周辺住民や環境に配慮する必要。(場合によってはプレハブの設置も検討)
※在宅医療廃棄物(使用済み注射針など)の廃棄方法。(医療機関や主治医、薬局の指示の確認が必要)

生活必需品提供要領(仮)

- 1、本要領は、〇〇(事象名)の発生を受けて、本県が手配した宿泊施設等を利用する石垣市からの避難住民を対象とする。
- 2、本県が調達する物資は、(1)～(3)に限るものとし、嗜好品等は含まない。
 - (1)食料 …… 3食/日
 - (2)飲料 …… 水、お茶
 - (3)生活必需品 …… 別紙リストに記載
- 3、食料や飲料が不要の場合は前日の〇〇時まで、〇〇(場所/部署名)へその旨を届け出るものとする。
- 4、飲料については、食事の際に提供するものとするが、不足する場合は第5項に記載のある別紙様式により、別途申出を行うことができる。
- 5、別紙リストに記載のある生活必需品を希望する場合は、毎日〇〇時まで、〇〇(場所/部署名)へその旨を届け出るものとする。なお、届け出にあたっては別紙様式に必要数を記すものとする。
- 6、各種アメニティについては各宿泊施設のロビーに配備しているため、各自自由に受け取るものとする。
- 7、在庫管理を行うため、物資の受け取り等を行う際は、氏名等の本人確認を行う。
- 8、やむを得ずリストに含まれていない物資を希望する場合は、避難先連絡所の生活相談窓口(ホルトホール)に各自で相談するものとする。
- 9、その他、本要領に記載のない事項や不明な点については、避難先連絡所の生活相談窓口(ホルトホール)に各自で相談するものとする。

対応イメージ図



避難者の健康管理に関すること

考え方

- 本計画では、武力攻撃災害による傷病者は発生しておらず、大分県では平時の医療体制が確保されている想定のもと、避難当初1ヶ月程度の期間における以下の救援内容、その他公衆衛生上の医療ニーズについて検討を行う。
 - (1) 避難所等への保健師派遣
 - (2) 巡回診療
 - (3) 透析等患者の通院先案内手順の整理
 - (4) 避難者の精神面のケアを行う体制の確保

※入院患者、施設入所者、在宅医療機器使用患者等の特別な配慮が必要な者への支援は令和7年度以降に検討。

本計画(石垣市⇒大分市)における検討

大分県の整理

- 救援の実施にあたっては、自然災害時における既存スキームの活用を基本とする。
- 保健師等の専門人材確保にあたっては、人材派遣会社等を活用するとともに、医療・保健・福祉関係の団体やボランティア団体と連携して対応する。
- 情報共有にあたっては、アプリ等のICTツールを活用し、効率的に実施する。

(1-1)福岡空港への保健師派遣

①対応方針

- ・ニーズがあれば、直近の西部保健所を中心に派遣を検討。

(1-2)避難先連絡所(ホルトホール)への保健師派遣

①対応方針

- ・ 避難元自治体(石垣市の役所機能)との情報共有や連携が想定されることから、県(大分市)の保健師チームを2~3チーム程度を配置(1チームあたり保健師、事務等の3名程度で構成)。
- ・ 司令塔機能が必要な場合は、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の派遣を検討。
- ・ 避難者の健康状態の確認等が必要な場合は、外部委託による対応(看護師等の配置)を検討。

(1-3) 宿泊施設への保健師派遣

① 対応方針

- ・ 避難者の健康状態の確認等が必要な場合は、外部委託による対応(看護師等の配置)を検討。
- ・ 健康状態の把握(食事摂取量、排便状態、排尿状態、睡眠状態、服薬状況等)や情報共有にあたっては、アプリ等のICTツールを活用。

(2) 巡回診療

① 対応方針

- ・ 一般の避難者については、周辺医療機関への通院を基本とする。
- ・ 通院が難しい避難者については、巡回診療による対応を検討。
- ・ 日本赤十字社(医療救護班)、JMAT、看護協会等に対して、医師や看護師等の派遣を要請。

(3)透析等患者の通院先案内手順の整理

①対応方針

- ・ 対象者(透析患者)の把握は石垣市が行い、大分県へ対象者リストを共有する。
- ・ 対象者は、かかりつけ医から診療情報提供書を作成してもらい、避難時に持参する。
- ・ 大分県は、県内の透析医療機関に患者受入れの可否を調査のうえ、受入可能医療機関リストを作成し、対象者に配布する。
- ・ 対象者は、リストをもとに最寄りの医療機関等を受診する。
(自身での受診調整が困難な方へは、県が支援を実施。)
- ※ 宿泊施設ごとにカウンターパートとなる医療機関を設定する(最寄りの医療機関を中心に)。
- ※ 対象者(透析患者)の宿泊施設割当にあたっては、医療機関の受入可能数を考慮して行う。

(4)避難者の精神面のケアを行う体制の確保

①対応方針

- ・ 避難生活のストレス等により、精神的不調をきたした避難者に対応するため、避難所への巡回による精神医療ニーズの把握、緊急性が高いケースの診察や周辺の医療機関へのつなぎを行う。
- ・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)に対して、精神科医師や精神保健福祉士、看護師等の派遣を要請。
- ・ こどものケアが必要な場合は、児童相談所心理職員の派遣も検討。

透析等患者の通院先案内手順(イメージ)

避難前

石垣市 ⇒ 大分県

① 透析患者のリストの提供

大分県 ⇒ 県内透析医療機関

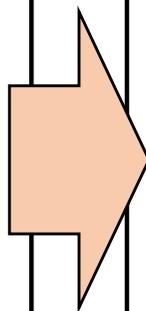
② 患者受入可能数等の調査、
受入可能医療機関リストの作成

大分県

③ 対象者の宿泊施設の調整
※最寄りの透析医療機関の受入可能
数を考慮

避難者

かかりつけ医へ診療情報提供書の作成を依頼



避難中

大分県 ⇒ 避難者

① 受入可能医療機関リストの配布・案内(@避難先連絡所(ホルトホール))

避難者

② 最寄りの医療機関等を受診

【課題・要整理事項】

(1-1)福岡空港への保健師派遣

- ・福岡空港周辺の医療機関情報等に精通していないため、効果的な活動ができない可能性がある。

(2)巡回診療

- ・どのような場合に巡回診療を行うのか、診療内容等について整理を行う必要がある。